

令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化 はじまりました

さつま町内教育・保育施設等一覧

保育所

山崎保育園

山崎861-2 ☎0996-56-8555

受入開始
月齢
3ヶ月～

佐志保育園

広瀬1242-7 ☎0996-53-1378

受入開始
月齢
3ヶ月～

太陽保育園

宮之城屋地2115 ☎0996-52-2551

受入開始
月齢
3ヶ月～

信教寺保育園

宮之城屋地808-1 ☎0996-53-3130

受入開始
月齢
3ヶ月～

吉祥園保育所

虎居町1779-1 ☎0996-53-0305

受入開始
月齢
2ヶ月～

上宮保育園

平川1872-2 ☎0996-54-2672

受入開始
月齢
3ヶ月～

恵光保育園

中津川1986-1 ☎0996-57-0845

受入開始
月齢
3ヶ月～

錦光保育園

求名2735-7 ☎0996-57-0882

受入開始
月齢
3ヶ月～

幼稚園

鶴田幼稚園

神子758 ☎0996-55-9950

受入開始
年齢
4歳～

認定こども園

幼保連携型認定こども園

つるだ同朋子ども園

鶴田3424-18 ☎0996-59-3074

受入開始
月齢
3ヶ月～

しびこども園

紫尾1468 ☎0996-59-8367

受入開始
月齢
3ヶ月～

あさひこども園

柏原5183 ☎0996-59-8675

受入開始
月齢
3ヶ月～

認定こども園

クオラキッズ

船木2336-1 ☎0996-53-0335

受入開始
月齢
2ヶ月～

幼稚園型認定こども園

宮之城聖母幼稚園

虎居1020 ☎0996-53-0602

受入開始
月齢
1歳～

事業所内保育所

わんぱくキッズ

船木2311-6 ☎0996-52-1265

受入開始
月齢
2ヶ月～

病児保育所

さつま町病児保育事業 病児保育所

かんがるー

船木2336-1 ☎0996-53-0335

利用対象者
就学前まで

発達支援

発達支援事業所・相談支援事業所

クオラバンビーノ

山崎1166 ☎0996-56-8808

利用対象者
0歳～
就学前まで

さつま町立小学校一覧

山崎小学校

山崎129-1 ☎0996-56-8414

佐志小学校

広瀬1177 ☎0996-53-0510

求名小学校

求名2737 ☎0996-57-0009

盈進小学校

宮之城屋地1546-3 ☎0996-53-1588

鶴田小学校

鶴田2880 ☎0996-59-2017

永野小学校

永野2562 ☎0996-58-0021

流水小学校

湯田1128 ☎0996-55-9101

柏原小学校

柏原1588 ☎0996-59-8674

中津川小学校

中津川4269 ☎0996-57-0486

町の情報をLINEでお届けします

町内のイベント、暮らしや子育てに関する情報などを定期的にメッセージでお届けします。町の事業などを詳しく知りたいときに、トーク画面で入力したキーワードへ自動でお答えする機能にも対応しています。

利用
登録

友だち追加ページで「@satsumatown」を検索するか、QRコードから「友だち」に追加してください。



一人で悩まず、ご相談ください。

●さつま町役場 子育て相談専用ダイヤル
☎0996-52-3666

●さつま町役場 子ども支援課
☎0996-53-1111

(相談時間/月曜日～金曜日 8:30～17:00)

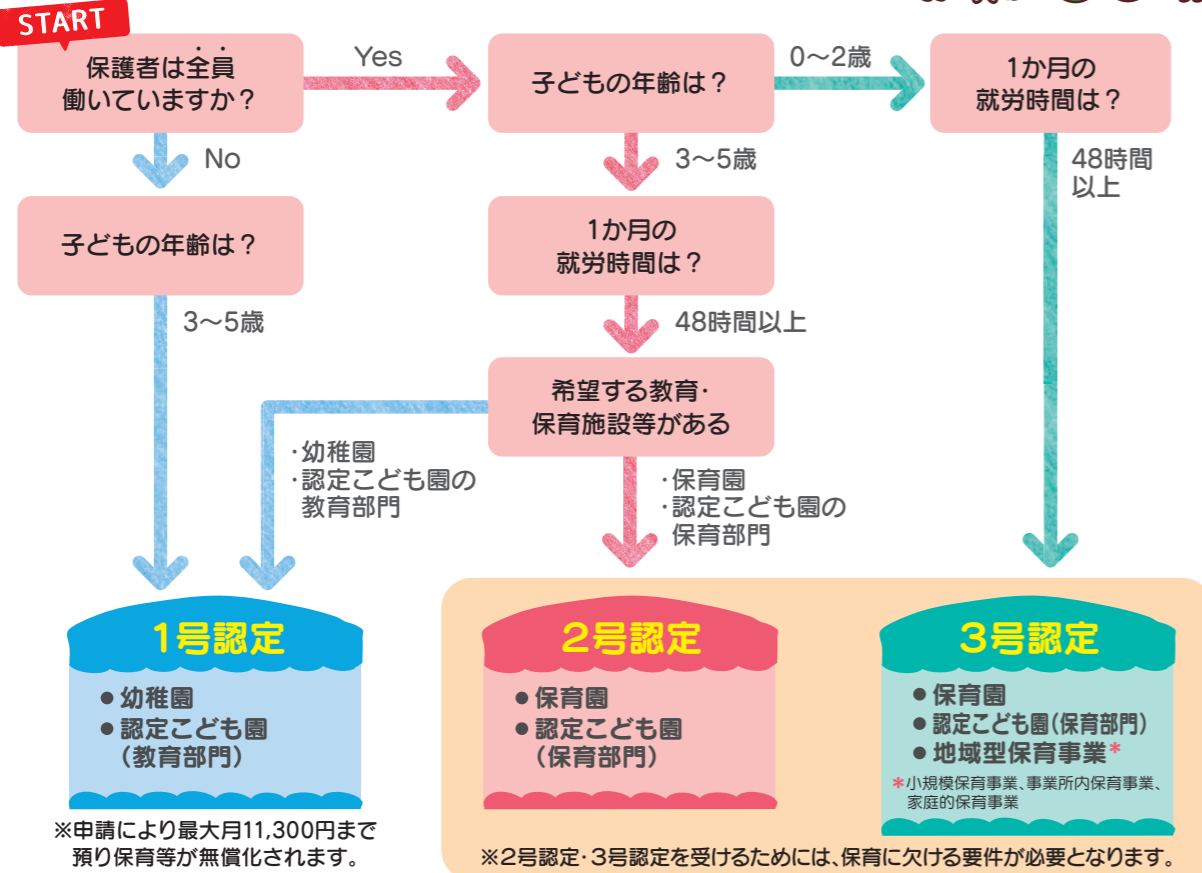


さつま町

認定チャート

教育・保育施設等を利用するには、各ご家庭に合わせた認定が決められています。

※保護者の就労による例



※申請により最大月11,300円まで預り保育等が無償化されます。

※2号認定・3号認定を受けるためには、保育に欠ける要件が必要となります。

MEMO

【保育に欠ける要件】とは？

- 就労(月48時間以上)
- 妊娠・出産(産前産後期間)
- 疾病・障がい
- 介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(最長3か月)
- 就学(月48時間以上)
- 育児休業の間の継続利用 など



【令和元年10月から】保育料・利用者負担額の無償化について

認定種別	利用者負担額	副食費(給食費)	預り保育
1号認定 (満3歳~5歳) 幼稚園 認定こども園(教育部門)	無償	第1子・第2子 施設で決定した額を負担ください。 ●住民税非課税世帯、年収360万円以下のひとり親世帯等の方 ●第3子目以降※ 上記にあたる方は 無償 となります。 <small>(※)所得によりカウント方法変更有</small>	保育に欠ける要件のある世帯 無償 ※事前に申請が必要です。 保育に欠ける要件のない世帯 施設で決定した額を負担ください。
2号認定 (3歳~5歳) 保育園 認定こども園(保育部門)	無償 ※但し、満3歳を迎えた後の4月1日からになります。	第1子・第2子 施設で決定した額を負担ください。 ●住民税非課税世帯、年収360万円以下のひとり親世帯等の方 ●第3子目以降※ 上記にあたる方は 無償 となります。 <small>(※)所得によりカウント方法変更有</small>	延長保育 施設で決定した額を負担ください。
3号認定 (0歳~2歳) 保育園 認定こども園(保育部門) 地域型保育事業	下記以外の方 世帯・所得状況により減額されます。 ●住民税非課税世帯、年収360万円以下のひとり親世帯等の方 ●第3子目以降※ 上記にあたる方は 無償 となります。 <small>(※)所得によりカウント方法変更有</small>	副食費 保育料に含まれています。	延長保育 施設で決定した額を負担ください。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

対象者・利用料

●幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注)幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

●0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

- さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注)年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

対象となる施設・事業

●幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。



【令和元年10月から】保育料以外の無償化内容

<input checked="" type="checkbox"/> 教育・保育施設に入所している子ども	認可外保育施設 一時預り・病児保育 就学前障害児の発達支援	【1号認定】「保育に欠ける要件のある世帯」は「預り保育」と合算で月額11,300円まで無償。※ただし、申請が必要です。 【2号認定・3号認定】施設で決定した額を負担ください。
<input checked="" type="checkbox"/> 教育・保育施設に入所していない満3歳を迎えた後の4月1日以降の子ども	認可外保育施設・一時預り・病児保育 就学前障害児の発達支援	【保育に欠ける要件のある世帯】合計月額37,000円まで無償 無償
<input checked="" type="checkbox"/> 教育・保育施設に入所していない上記以外の子ども	認可外保育施設・一時預り・病児保育 就学前障害児の発達支援	【非課税世帯で保育に欠ける要件あり】合計月額42,000円まで無償 施設で決定した額を負担ください。※町単独補助制度あり。本町は無償。

